



所得税・住民税の申告が始まります

市内の申告日程

★印の受付期間は、スマートフォンを利用した確定申告(e-Tax)を税務署職員が付き添いながら行うコーナーを設置します。また、市役所と花川北・南コミセンの混雑状況を市HPで公開予定です。

受付期間	場所	受付時間	番号札配布開始時間
1/26(水)～28(金)	市役所1階ロビー(花川北6・1)	9時～11時	8時30分
		13時～16時	11時
2/1(火)～3(木) ★	花川北コミセン(花川北3・2)	9時20分～11時	9時
		13時～16時	11時
2/4(金)	八幡コミセン(八幡2・332)	9時45分～11時	9時15分
2/7(月)	親船会館(親船町60・7)	13時～16時	11時
2/8(火)～10(木) ★	花川南コミセン(花川南6・5)	9時20分～11時	9時
		13時～16時	11時
2/14(月)～3/15(火) ※土・日・祝日除く	市役所1階ロビー(花川北6・1)	9時～11時	8時30分
		13時～16時	11時

- ▶ 受付時間中は随時番号札を配布します
- ▶ 2/1(火)～10(木)は、令和3年分のみでの申告受付となります。担当職員が申告会場へ行っているため、市役所1階ロビーでの受け付けはできません
- ▶ 2/16(水)～3/15(火)は、厚田・浜益支所でも申告を受け付けます ※土・日・祝日除く
- ▶ 令和3年度市・道民税申告を行った方には、市から「案内はがき」を送付していますが、所得税の確定申告をされた方には送付していません。「案内はがき」がなくても申告はできます
- ▶ 2月上旬までは大変混雑します。日程に余裕のある方は2月中旬以降にお越しください
- ▶ 会場内は感染対策のため、席の間隔を広げています。会場外でお待ちいただく時間が増えますことに、ご理解・ご協力をお願いします

ご注意ください!

確定申告が必要な方

◆給与所得がある方

- ・給与収入で所得税が差し引かれているが、年末調整をしていない方
- ・年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料控除などに変更がある方
- ・住宅借入金等特別控除を受ける方(初年度は税務署での申告が必要)
- ・2カ所以上の会社から給与を受けている方
- ・医療費控除を受ける方
- ・給与所得以外に20万円を超える所得がある方

◆公的年金などの所得がある方

- ・公的年金の収入合計額が400万円を超える方
- ・公的年金の収入合計額が400万円以下で、それ以外に20万円を超える所得がある方(所得が20万円を超えない場合でも、源泉徴収された税額の還付を受けるためには確定申告が必要)

◆事業所得などの所得がある方

- ・事業所得(営業所得・農業所得)や不動産所得などがある方(税務署での申告が必要)

◆寄付(ふるさと納税)をした方

- ・6カ所以上の自治体にふるさと納税をした方
- ・控除対象の追加により確定申告を行う方(ワンストップ特例制度は利用不可。ふるさと納税分も合わせて確定申告が必要)

市民税申告が必要な方 ※確定申告をした方は、市民税申告をする必要はありません

◆公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容の変更や医療費の追加を行う方

扶養者・障がい者・社会保険料・医療費などが対象です。

◆非課税収入(障害年金・遺族年金・失業給付など)のみで生活している方

石狩市国民健康保険・介護保険に加入する方、障害者総合支援法の各種福祉サービスを受ける方、市営住宅に入居する方などは市民税申告が必要です。

◆上場株式などに係る配当所得や譲渡所得などがある方

所得税とは異なる課税方式を選択する場合に必要です。

◆事業所得などの所得があるが、所得税がかからない方

税務署への確定申告は不要ですが、市民税申告は必要です。

このほか、払い込んだ保険料よりも多い金額の生命保険などの満期返戻金や個人年金の給付金を受け取った方、申告が必要か分からないものがある方は、申告時にご持参ください。

税務署での確定申告

市内の申告場所で受け付けできない確定申告 下記に該当する方は、札幌北税務署での申告をお願いします。

- ① 営業や請負などの事業収入がある方
- ② 不動産収入がある方
- ③ 報酬がある方
- ④ 土地・株などの譲渡所得がある方
- ⑤ 初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ⑥ 雑損控除を受ける方

日 2/16(水)～3/15(火)9時～16時

※土・日・祝日除く。2/20・27は日曜も受け付け

所 札幌北税務署(札幌市北区北31西7・3・1)

☎011・707・5111

◆混雑回避のため、事前に入場整理券(会場で当日配布または国税庁LINE公式アカウントで発行)をお取りください。配布状況に応じて後日の来場をお願いします

※還付申告などは2/15(火)以前でも受け付けます

確定申告期間 2/16(水)~3/15(火)

所得税・住民税申告の時期が近づいてきました。申告した内容は、市・道民税(住民税)だけでなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料・介護保険料・各種手当などを計算する上での基礎資料となりますので、忘れずに申告しましょう。

☎税務課 ☎72・3119

申告に必要なもの ※必要書類を全てそろえてお越しください

源泉徴収票の原本、マイナンバーカード(通知カード)、利用者識別番号が分かる書類(電子申告を行う方)のほか、控除ごとに以下の書類が必要です。

各種控除	必要書類
生命保険料控除	・生命保険料控除証明書(一般用、個人年金用、介護医療用)
地震保険料控除	・地震保険料控除証明書 ・平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書
社会保険料控除	・任意継続健康保険料の領収書 ・国民年金保険料を納付している方は国民年金保険料控除証明書 ・ 当市以外の税金・保険料 として納めた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料がある場合は、その領収証または納付額証明書
障害者控除	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・障害者控除対象者認定書(介護保険の要介護認定のみでは対象になりませんので、高齢者支援課 ☎72・6121にご相談ください)
医療費控除	・医療費控除の明細書(高額療養費や入院費給付金、出産育児一時金などの補てんされている金額も記入すること)と医療費通知(明細に記載した場合は原本が必要です) ※領収書による申告は受け付けできません。医療費控除の明細書を申告会場で作成される場合は、あらかじめ申告額を計算してご来場ください ・セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は特定健康診査・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診など一定の取り組みを行った際の領収書または結果通知表
住宅借入金等特別控除	・金融機関が発行する年末残高証明書と税務署が交付する住宅借入金等特別控除申告書(住宅借入金等特別控除証明書) ※初めて当該控除を受ける方は、札幌北税務署で申告してください
還付金が発生する方	・本人名義の振込先口座の分かるもの(預金通帳など)

申告書を自分で作成する場合 (電子申告を行わない場合)

各種用紙を市役所1階ロビーに用意していますのでご利用ください。

インターネット環境のある方は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で、簡単に申告書を作成できます。

印刷し、必要書類を添付して下記へ郵送すると申告完了です。

郵送先 札幌北税務署

〒001-0031 札幌市北区北31西7-3-1

※市役所1階15番窓口へ税務署へ引き継ぐための箱を用意しますが、お急ぎの方は税務署へ郵送か持参してください



▲国税庁HP

電子申告(e-Tax)を利用しよう!

・e-Taxに必要な利用者識別番号は税務署のほか、インターネットからも取得できます。マイナンバーカードを利用せずにパソコンやスマートフォンで申告を行う場合は、利用者識別番号の取得とは別に税務署への届け出が必要です

・マイナンバーカードをお持ちの方は、パソコンでマイナンバーカードを読み込むカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用することができます

電子申告 e-Tax

・e-Taxを利用すると、所得税還付金が短期間(約3週間)で振り込まれます

・申告場所へ行く必要がなく、待ち時間もなくなることから感染対策にもなります



▲e-Tax

問合せ

◆申告や住民税の課税

税務課市民税担当 ☎72・3119

◆国民健康保険税

国民健康保険課賦課・資格担当 ☎72・3123

◆後期高齢者医療保険料

国民健康保険課障がい者・高齢者医療担当 ☎72・3125

◆障害者控除認定書・介護保険料

高齢者支援課 ☎72・6121

◆障害者手帳など

障がい福祉課 ☎72・3194

◆マイナンバーカードの交付

市民課 ☎72・3165

◆国民年金保険料の控除証明書・公的年金などの源泉徴収票など

日本年金機構 札幌北年金事務所 ☎011・717・4133

〒札幌市北区北24西6

◆確定申告全般・所得税の還付

札幌北税務署 ☎011・707・5111 札幌市北区北31西7

◆給与所得の源泉徴収票の交付・再発行

お勤めしている(していた)事業所